京都市告示第131号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第一条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。)第8条第26項に規定する指定介護療養型医療施設から、旧介護保険法第113条の規定に基づき、当該指定の辞退について、次のとおり届出がありました。

平成24年6月22日

京都市長 門川 大作

- 1 届出者の名称社会福祉法人京都博愛会(理事長 冨田 哲也)
- 2 届出者の主たる事務所の所在地 京都府京都市北区上賀茂ケシ山1番地
- 3 辞退する事業所の名称社会福祉法人京都博愛会冨田病院
- 4 辞退する事業の種類 介護療養型医療施設
- 5 介護保険事業所番号2610101806
- 6 辞退する事業所の所在地 京都府京都市北区小山下内河原町56
- 7 辞退年月日平成24年5月31日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)